

政府
番号：16/2010/NĐ-CP

ヴェトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
2010年3月3日，ハノイ

国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する議定

政府は，
2001年12月25日付け政府組織法に基づき，
2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
司法大臣の提議を審査して，
議定する。

第1章 総則

第1条 調整範囲

本議定は，行政管理，訴訟及び判決執行活動における賠償責任機関での賠償解決及び公務執行者の償還責任；行政管理及び判決執行活動における賠償業務に関する国家管理について国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する。

第2条 国家賠償責任の確定

1. 国家は，国家賠償責任法6条1項及び2項に規定される各根拠が十分にあるときに，国家賠償責任法に規定される範囲内の損害についてのみ賠償を行う。
2. 国家は，次の各場合の，不可効力の事象，緊急状態により発生した損害については賠償を行わない。
 - a) 公務執行者が必要かつ可能なあらゆる措置を講じたにもかかわらず，事前に予測することができず，克服することができなかった，客観的に発生した損害
 - b) 公務執行者が，国家，集団の利益，自身又は他人の権利，合法的な利益を直接脅かしている現実の危険を回避するためには，阻止する必要がある損害より小さな損害を惹起する行動をするほかない状況で発生した損害
 - c) 法令の規定に基づくその他の不可抗力の事象，緊急状態により発生した損害

第2章 賠償責任機関での賠償解決

第 3 条 行政管理活動における賠償責任機関

国家賠償責任法 14 条 1 項に規定される行政管理活動における賠償責任機関は、次のとおり確定される。

1. 損害を惹起した公務執行者が、省庁、省庁同格機関、政府所属機関の幹部、公務員の場合、本条 2 項に規定される場合を除き、賠償責任機関は省庁、省庁同格機関、政府所属機関である。
2. 損害を惹起した公務執行者が、総局、局、その他の法人格を有し独自の口座を有する省庁、省庁同格機関、政府所属機関直属の各単位の公務員の場合、これらの各機関が賠償責任を有する。
3. 損害を惹起した公務執行者が、省級人民委員会の構成員である場合、本条 4 項に規定される場合を除き、省級人民委員会が賠償責任機関である。
4. 損害を惹起した公務執行者が、省、中央直轄都市に属する各専門機関の組織を規定する 2008 年 2 月 4 日付け政府議決 13/2008/ND-CP に基づく省級人民委員会に属する専門機関、その他の省級人民委員会直属の各機関が直接管理する者である場合、これらの各機関が賠償責任を有する。
5. 損害を惹起した公務執行者が、県級人民委員会の構成員、県級人民委員会直属の各専門機関に直接管理する者である場合、賠償責任機関は県級人民委員会である。
6. 損害を惹起した公務執行者が、社級人民員会の構成員又は社級の幹部、公務員である場合、社級人民委員会が賠償責任機関である。
7. 本議定の規定に基づき権限を有する賠償業務に関する国家管理機関の決定に基づくその他の国家機関

第 4 条 民事判決執行活動における賠償責任機関

国家賠償責任法 40 条 2 項に規定される民事判決執行活動における賠償責任機関は、次のとおり確定される。

1. 損害を惹起した公務執行者が民事判決執行総局の公務員である場合、賠償責任機関は民事判決執行総局である。
2. 損害を惹起した公務執行者が省級民事判決執行局、国防省判決執行局の公務員である場合、賠償責任機関は省級民事判決執行局、国防省判決執行局である。
3. 損害を惹起した公務執行者が県級民事判決執行支局、軍区級判決執行室の公務員である場合、賠償責任機関は県級民事判決執行支局、軍区級判決執行室である。

第 5 条 賠償責任機関の確定

1. 行政管理及び判決執行活動における賠償責任機関の確定

行政管理及び判決執行活動における賠償責任機関の確定は、国家賠償責任法 14 条及び 40 条並びに本議定 3 条及び 4 条の規定に基づき行う。

損害を被った者が賠償責任機関を確定することができない、又は賠償責任機関について合意することができない場合、損害を被った者は、本議定 4 章の規定に基づき賠償に関する国家管理について権限を有する機関に対し、次の手続に従って賠償責任機関の確定を申し立てる権利を有する。

a) 損害を被った者が賠償責任機関を確定することができない場合、損害を被った者の文書による申立てを受領した日から 5 営業日以内に、賠償に関する国家管理機関は文書により賠償責任機関を確定しなければならない。

b) 賠償責任機関について合意することができない場合、賠償責任機関を確定する文書の発行期限を延長することができるが、損害を被った者の文書により申立てを受領した日から 15 日を超えてはならない。賠償責任機関について合意することができない場合の賠償責任機関の確定は、次のとおり行う。

－損害を被った者の申立てに基づき、賠償に関する国家管理機関が主管し、損害の発生について関連を有する各機関と連携して、賠償責任機関を確定する。

－賠償責任機関の確定について合意することができない場合、賠償に関する国家管理機関が、関連を有する各機関のうち一機関が賠償責任機関であると決定する。

c) 賠償責任機関を確定する文書は、実施のため、損害を被った者、賠償責任機関に直ちに送付される。

2. 訴訟活動における賠償責任機関の確定

a) 訴訟活動における賠償責任機関の確定は、国家賠償責任法 29, 30, 31, 32 及び 33 条の規定に従って行う。

b) 損害を被った者が賠償責任機関を確定することができない場合、又は賠償責任機関について合意することができない場合、損害を被った者は、最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省、国防省及び司法省の案内に従い、権限を有する機関に対し損害賠償機関の確定を申し立てる権利を有する。

第 6 条 賠償解決の過程における賠償責任機関の長の任務、権限

賠償責任機関の長は、賠償解決について法令の前に責任を負い、次の各任務、権限を有する。

1. 本議定 9 条に規定される手続に従い、賠償解決を組織する。
2. 賠償解決を実施する代表者を選出する。
3. 法令の各規定に沿って賠償解決を実施するよう代表者を案内、指導する。
4. 本議定 12 条の規定に従い、賠償解決について報告する。

5. 損害を惹起した公務執行者に賠償解決に関連する各決定を提供する。
6. 法令の規定に基づくその他の各任務，権限を実施する。

第7条 賠償解決を実施する代表者の選出

1. 賠償要求書の受理後直ちに，賠償責任機関の長は，賠償解決を実施する代表者（以下「代表者」という）の選出決定を下さなければならない。
機関の長が損害を惹起した公務執行者である，又は損害を惹起した公務執行者若しくは損害を被った者の妻（若しくは夫），父方の祖父，祖母，母方の祖父，祖母，実父，養父，実母，養母（妻方若しくは夫方），実子，養子，実兄弟姉妹（妻方若しくは夫方），息子方の孫，娘方の孫（以下「関係者」という）である場合，機関の指導者達が賠償解決について責任を負う機関の指導者代表者一人の選出について討論し，合意する。
2. 代表者は次の各条件を完全に満たさなければならない。
 - a) 課級の指導幹部以上又は同等の者である。
 - b) 賠償責任を発生させた部門，分野の業務経験を有する。
 - c) 損害を惹起した公務執行者又は損害を被った者の関係者でない。

第8条 代表者の任務，権限

代表者は，賠償解決について賠償責任機関の長の前に責任を負い，次の各任務，権限を有する。

1. 国家賠償責任法 18 条の規定に従い，損害の検証を組織する。
2. 国家賠償責任法 19 条の規定に従い，損害を被った者との賠償解決に関する交渉を実施する。
3. 損害の検証結果及び交渉の結果を機関の長に報告する。
4. 賠償解決決定の草案を準備する。
5. 機関の長の割当てに基づきその他の賠償解決に関連する各任務を実施する。

第9条 賠償責任機関での賠償解決手続

1. 賠償要求書を受理した日から 5 営業日以内に，賠償責任機関は，国家賠償責任法 18 条の規定に従い，賠償額を確定する根拠とするため，損害の検証を行わなければならない。
2. 損害の検証を終了した日から 3 営業日以内に，賠償責任機関は，国家賠償責任法 19 条の規定に従い，損害を被った者との交渉を行わなければならない。
3. 交渉を終了した日から 3 営業日以内に，賠償責任機関は，賠償解決決定の草案を完成しなければならない。必要な場合，賠償責任機関は，賠償解決決定の草案を送付して関連を有する各機関の意見を聴取することができる。

4. 損害の検証, 損害を被った者との交渉の結果及び関連を有する各機関の意見(あれば)を基礎として, 賠償責任機関は, 国家賠償責任法 20 条の規定に従い, 賠償解決決定を発行し, 自身の決定について法令の前に責任を負う。
5. 賠償解決決定が効力を生じた時は, 賠償責任機関は, 国家賠償責任法 54 条の規定に従い, 賠償金の配分, 支払手続を実施する。

第 10 条 損害を被った者に対する賠償解決決定の交付の実施

1. 損害を被った者に対する賠償解決決定の交付は, 次のいずれかの者が行う。
 - a) 賠償責任機関の代表
 - b) 社級人民委員会を通じて賠償解決決定を交付する場合, 損害を被った個人が居住し, 損害を被った組織が事務所を置く地の社級人民委員会の代表
 - c) その他の法令が規定する者
2. 賠償解決決定の交付手続
 - a) 交付を実施する者は, 損害を被った者に賠償解決決定を直接交付しなければならない。損害を被った者は, 賠償解決決定の授受記録又は台帳に受領の署名をしなければならない。損害を被った者が受領の署名をした日をもって, 賠償解決決定の受領日とする。
 - b) 損害を被った者が不在の場合, 完全民事行為能力を有する同居の近親者に賠償解決決定を交付することができる。損害を被った者の近親者は, 賠償解決決定の授受記録又は台帳に受領の署名をしなければならない。同居の近親者が受領の署名をした日をもって, 損害を被った者の賠償解決決定の受領日とする。

損害を被った者に完全民事行為能力を有する同居の近親者がいない場合, 又はいるが賠償解決決定の受領を拒否する場合, 損害を被った者が居住する地の社級人民委員会を通じて賠償解決決定を交付することができる。

他人を通じて賠償解決決定を交付する場合, 交付を実施する者は, 損害を被った者が不在であること, 賠償解決決定を誰に交付したか, 理由, 交付の日時, 受領する者と損害を被った者の関係, 損害を被った者に賠償解決決定を直ちに直接交付する旨の約束を明記した記録を作成しなければならない。記録には, 賠償解決決定を受領した者, 賠償解決決定の交付を実施した者及び立会人が署名する。
3. 損害を被った者が不在でいつ戻るか分からない, 又は住所が明確でない場合, 賠償解決決定の交付を実施する者は, 交付を実施することができないことについて記録を作成しなければならない。記録には, 損害を被った者に関する情報を提供した者が署名しなければならない。
4. 損害を被った者が賠償解決決定の受領を拒否する場合, 交付を実施する者は,

拒否の理由を明記し、賠償解決決定の受領を拒否したことに関する町内会長、社、坊、市鎮の人民委員会、公安の確認がある記録を作成しなければならない。

第 11 条 財産の返還手続

賠償解決の過程で、国家賠償責任法 50 条に基づき財産を返還する根拠があるときは、賠償責任機関は、次の手続に従って財産の返還を組織する。

1. 押収、差押え、留置、没収の取消決定の日から 5 営業日以内に、当該各決定を下した機関は、損害を被った者に財産の返還について通知する責任を有する。通知の内容には、財産を返還する場所、日時を明記しなければならない。
2. 財産の返還は、財産の押収、差押え、留置、没収の決定を下した機関の事務所、又は財産が保管されている場所で行う。財産の輸送、組立て、原状回復の費用はすべて、押収、差押え、留置、没収決定を下した機関が支払う。
3. 財産の返還を行う時は、財産の返還の実施を委ねられた公務員は、財産を取り戻しに来た損害を被った者又は損害を被った者から委任を受けた者に対し、財産の押収、差押え、留置、没収を受けた者、又は委任を受けた者であることを証明する各書類の提示を請求する責任を有する。
4. 財産の返還の実施を委ねられた公務員は、受領者に対し、財産保管場所の倉庫管理人の立会いの下で、財産の数量、分量、その他の特徴点の検査を請求する。
5. 財産の返還については、財産の受領者、財産の押収、差押え、留置、没収決定を下した機関の代表、財産の返還を実施する公務員及び財産保管場所の倉庫管理人の署名がある記録を作成しなければならない。

第 12 条 賠償解決に関する報告の責任

1. 賠償解決の実施過程で、行政管理及び判決執行活動における賠償責任機関は、直接上級国家機関に次の各内容について報告しなければならない。
 - a) 賠償請求書の受理
 - b) 賠償解決決定の発行
 - c) 損害を被った者による裁判所に賠償解決を求める訴えの提起
 - d) 賠償金支払手続の実施報告には賠償解決に関連する各資料の写しを添付しなければならない。
2. 賠償責任機関が省庁、省庁同格機関、政府所属機関及び省級人民委員会である場合、本条 1 項の規定に基づく賠償解決に関する報告は、司法省に送付する。
3. 訴訟活動における賠償責任機関は、最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省、国防省及び司法省の案内に従い、権限を有する国家機関に対し賠償解決について報告しなければならない。

4. 本条 1 項, 2 項及び 3 項に規定される任務のほか, 権限を有する賠償業務に関する国家管理機関の請求に従い, 賠償責任機関は, 賠償に関する国家管理業務に資するため, 賠償解決について適時に報告しなければならない。

第 3 章 公務執行者の償還義務

第 13 条 償還責任審査評議会の設立

1. 賠償金の支払を終えた後直ちに, 賠償責任機関の長は, 国家賠償責任法 58 条 1 項の規定に従い, 償還責任審査評議会 (以下「評議会」という) の設立決定を下さなければならない。
2. 評議会の構成員は次のとおりである。
 - a) 賠償責任機関の指導者である評議会の議長
 - b) 賠償責任機関の労働組合組織の代表
 - c) 損害を惹起した公務執行者を直接管理する部局の長
 - d) 賠償責任機関の財務, 会計業務の担当者
 - d) 関連を有する経済, 技術及び法理分野の専門家数人異なる機関に属する複数の公務執行者が共に損害を惹起した場合, これらの各機関の指導代表が評議会に参加しなければならない。
評議会に参加する者は, 本議定 7 条 1 項の規定に従い, 損害を惹起した公務執行者又は損害を被った者の関係者であってはならない。

第 14 条 評議会の任務, 権限

評議会は, 次の各任務, 権限を有する。

1. 損害の程度, 損害を惹起した公務執行者の故意過失の程度を審査, 評価する。
2. 損害を惹起した公務執行者の経済状況を確定する。
3. 償還額及び償還の方式について賠償責任機関の長に建議する。
4. 任務を完了した時は, 評議会は解散する。

第 15 条 評議会の運営方式

1. 評議会は, 評議会の構成員総数の 3 分の 2 以上の出席があるときに限り, 会合を行う。
2. 評議会は, 集団討論及び多数決の原則に基づいて運営される。討論及び決定の過程で, 評議会の各構成員は, 客観的, 民主的で, 法令の各規定を遵守しなければならない。
3. 償還額及び償還の方式に関する建議は, 無記名投票の形式で行い, 出席する評議会の構成員総数による多数決の原則に従う。

- 評決の数が同数の場合、償還額及び償還の方法は、評議会の議長が決定する。
4. 評議会の会合の記録は、評議会により検討、承認され、評議会の議長が署名しなければならない。
 5. 必要な場合、評議会は損害を惹起した公務執行者を評議会の会合に参加させることができる。

第 16 条 償還額の確定

償還額の確定は、国家賠償責任法 57 条 1 項に規定される各根拠に基づき、次の原則に従って行われる。

1. 公務執行者が、故意により損害を惹起したが、刑事責任を追及する程度には至っていない場合、賠償責任機関は、発生した損害の程度、同人の経済状況を基礎として、一定の金額を償還しなければならない旨決定するが、最高で償還決定の時点における同人の給与 36 か月分を超えないものとする。

公務執行者が、故意に損害を惹起し、当該損害を惹起した法令に反する行為の実施について刑事責任の追及を受けている場合、本議定 18 条の規定に従って償還しなければならない。

2. 公務執行者が、過失により損害を惹起した場合、賠償責任機関は、国家賠償責任法 56 条 2 項に規定される場合を除き、発生した損害の程度及び同人の経済状況を基礎として、一定の金額を償還しなければならない旨決定するが、最高で償還決定の時点における同人の給与 3 か月分を超えないものとする。

第 17 条 償還決定の発行

1. 評議会の建議を基礎として、国家賠償責任法 59 条の規定に基づき権限を有する者は、償還決定を発行する。
2. 償還決定を発行する権限を有する者が評議会の建議と異なる意見を有する場合、決定する権限を有し、当該決定について法令の前に責任を負う。

第 18 条 公務執行者が刑事責任の追及を受けている場合の償還義務の確定

1. 公務執行者が故意により損害を惹起し、当該損害を惹起した法令に反する行為の実施について刑事責任の追及を受けている場合、刑事事件を解決する権限を有する裁判所の決定に従って国が損害を被った者に賠償した金額全部を償還しなければならない。
2. 賠償責任機関は、国が損害を被った者に賠償した金額の償還を受けるため、刑事訴訟法 28 条の規定に従って損害を惹起した公務執行者である被告人の賠償、弁償責任の確定を裁判所に申し立てなければならない。

第19条 償還金の徴収、納入、管理及び使用

1. 償還義務を負う者は、償還決定に記載された償還の期限、額及び方法のとおり実施しなければならない。
2. 償還責任が本議定18条1項の規定に従って確定された場合、償還金を徴収するために民事判決執行手続を適用する。
3. 賠償責任機関は、賠償金全部を完全かつ遅滞なく徴収し、国家予算に納入しなければならない。

第20条 償還義務を故意に履行しない公務執行者の処分

1. 償還義務を負う者が、賠償責任機関から償還に関する通知を三度受けたが、償還義務を故意に履行しないときは、法令の規定に従って懲戒を受ける。
2. 償還義務を負う者が、ほかの国家機関に転職した場合、当該国家機関が償還義務の履行を督促し、本条1項の規定に従って処分措置を決定する責任を有する。
3. 償還義務を負う者が、最早国家機関において就労していない場合、賠償責任機関は、法令の規定に従って償還金を回収する各措置を実施しなければならない。

第4章 賠償事業に関する国家管理

第21条 賠償事業に関する国家管理の内容

1. 権限に従って、国家賠償責任に関する法規範文書を修正、補充し、若しくは新たに発行し、又は権限を有する国家機関に提出する。
2. 国家賠償責任法及び権限を有する国家機関の各施行案内文書を周知し、宣伝する。
3. 賠償責任機関に賠償解決の実施を案内する。
4. 賠償解決業務を実施する各幹部の賠償解決技能、専門知識を強化する。
5. 損害を被った者が申し立てる、又は賠償責任機関について合意することができない場合、賠償責任機関を確定する。
6. 賠償解決について監督、検査、査察する。
7. 賠償金の支払及び償還責任の履行について監督、督促する。
8. 不服申立て、告訴を解決し、国家賠償責任に対する法令違反を処理する。
9. 国家賠償責任の履行について統計を取り、総括し、評価する。

第22条 司法省の責任

1. 政府が行政管理、判決執行活動における賠償業務について統一的に国家管理

を行うのを補佐し、次の任務、権限を有する。

- a) 権限に従って、国家賠償責任に関する法規範文書を修正、補充し、若しくは新たに発行し、又は政府に提出する。
 - b) 賠償解決業務を案内する。
 - c) 国家賠償責任に関する法令の実施に関する不明点について回答する。
 - d) 損害を被った者が申し立てた、又は各省庁、省庁同格機関、省級人民委員会の間で賠償責任について合意することができない場合、本議定 5 条 1 項 b 号に規定される手続に従って賠償責任機関を確定する。
 - d) 全国の国家賠償責任に関する法令違反の処理を監督、検査、査察する。
 - e) 賠償業務に関する国家管理の任務を遂行する中で、幹部、公務員の仕事の習慣、水準、経験に関する弱点、限界を適時に発見し、各克服措置の権限を有する国家機関に建議する。
 - g) 6 か月ごと及び 1 年ごとに定期的に全国の賠償解決について統計を取り、総括し、評価して、政府に報告する。
2. 訴訟活動における賠償業務に関する国家管理を実施する権限を有する各国家機関と連携し、次の任務、権限を有する。
- a) 最高人民裁判所、最高人民検察院及び訴訟活動における賠償解決の案内に関連を有する各機関、訴訟活動における賠償業務に関する国家管理機関と連携する。
 - b) 法令の規定に従い、訴訟活動における賠償業務に関する国家管理の任務を遂行する。
 - c) 毎年、訴訟活動における賠償業務を総合し、政府及び権限を有する各国家機関に報告する。
3. 自身の機能、任務及び権限の範囲内で、司法省は、本議定 21 条 1 項、2 項、3 項、4 項、6 項、7 項及び 8 項並びに 23 条 1 項 a 号の規定に従い、賠償業務に関する国家管理を実施する。

第 23 条 省庁、省庁同格機関の責任

1. 各省庁、省庁同格機関は、自身の機能、任務及び権限の範囲内で、本議定 21 条 1 項、2 項、3 項、4 項、6 項、7 項及び 8 項の規定に従い、賠償業務に関する国家管理を実施し、次の任務、権限を有する。
 - a) 損害を被った者が申し立てた、又は自身が管理する範囲内の各機関の間で賠償責任について合意することができない場合、本議定 5 条 1 項 b 号に規定される手続に従って賠償責任機関を確定する。
 - b) 司法省と連携して賠償業務に関する国家管理の任務を遂行する。
 - c) 6 か月ごと及び 1 年ごとに定期的に自身が管理する範囲内で賠償の実施に

ついて統計を取り、総括し、評価して、総合するため司法省に送付し、政府に報告する。

2. 省庁、省庁同格機関の法制組織は、大臣、省庁同格機関の長が本条の規定に従って賠償業務に関する国家管理の任務を遂行するのを助言し、補佐する。

第 24 条 省級人民委員会の責任

1. 省級人民委員会は、地方で賠償業務に関する国家管理を実施し、次の任務、権限を有する。
 - a) 自身の機能、任務及び権限の範囲内で、本議定 21 条 2 項、3 項、4 項、6 項、7 項及び 8 項の規定に従い、賠償業務に関する国家管理を実施する。
 - b) 損害を被った者が申し立てた、又は省級人民委員会に属する各専門機関及び自身が管理する地方に属する県級人民委員会の間で賠償責任について合意することができない場合、本議定 5 条 1 項 b 号に規定される手続に従って賠償責任機関を確定する。
 - c) 司法省と連携して賠償業務に関する国家管理の任務を遂行する。
 - d) 6 か月ごと及び 1 年ごとに定期的に自身が管理する範囲内で賠償の実施について統計を取り、総括し、評価して、総合するため司法省に送付し、政府に報告する。
2. 司法局は、省級人民委員会が本条の規定に従って地方で国家賠償に関する国家管理の任務を遂行するのを助言し、補佐する。

第 25 条 省級人民委員会に属する専門機関の責任

1. 自身の責任に属する賠償解決を監督、督促、検査する。
2. 司法局と連携して省級人民委員会が地方で賠償事業に関する国家管理を実施するのを助言し、補佐する。
3. 6 か月ごと及び 1 年ごとに定期的に自身が管理する範囲内で賠償の実施について統計を取り、総括し、評価して、総合するため司法局に送付し、省級人民委員会に報告する。

第 26 条 県級人民委員会の責任

県級人民員会は、自身の機能、任務及び権限の範囲内で、本議定 21 条 2 項、3 項、6 項、7 項及び 8 項の規定に従い、賠償業務に関する国家管理を実施し、次の任務、権限を有する。

1. 損害を被った者が申し立てた、又は県級人民委員会が直接管理する各部局、及び自身が管理する地方に属する社級人民委員会の間で賠償責任について合意することができない場合、本議定 5 条 1 項 b 号に規定される手続に従って賠

償責任機関を確定する。

2. 司法局と連携して地方で国家賠償に関する国家管理の任務を遂行する。
3. 6 か月ごと及び1 年ごとに定期的に自身が管理する範囲内で賠償の実施について統計を取り、総括し、評価して、総合するため司法局に送付し、省級人民委員会に報告する。

第 27 条 賠償に関する国家管理業務及び賠償解決業務のための財政の保証

1. 国の賠償責任範囲に属する損害賠償経費は、国家賠償責任法 4 章の規定に従い、中央予算及び地方予算から確保される。
2. 国家管理及び賠償解決業務のために確保される経費は、国家予算に関する法令の規定に従い、国家管理又は賠償解決を実施する各機関、組織の活動経費の見積りの中で国家予算から確保される。
3. 財政省は主管し、司法省と連携して、賠償に関する国家管理業務及び賠償解決業務のための国家予算からの経費の見積り、管理及び使用について案内する。

第 5 章 施行条項

第 28 条 施行効力及び経過条項

1. 本議定は 2010 年 4 月 20 日から施行効力を生ずる。
2. 公務員、国家の職員、訴訟進行機関の権限を有する者が惹起した損害の賠償の解決に関する 1997 年 5 月 3 日付け政府議定 47/CP の規定に基づく賠償解決手続を適用する各場合には、本議定第 3 章の公務執行者の償還責任に関する規定は償還について解決するためには適用しない。

第 29 条 施行の責任

1. 各大臣、省庁同格機関の長、政府所属機関の長、省、中央直轄都市人民委員会の主席は、本議定を施行する責任を負う。
2. 司法大臣は、自身の任務、権限の範囲内で、関連を有する各省庁、部門と連携して、賠償業務に関する国家管理の要請に応えるため、本議定中で委ねられた各条項の詳細を規定し、施行を案内する。

政府代表

首相

(署名済み)

Nguyễn Tấn Dũng